

## 弘前市一般廃棄物処理業許可基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、弘前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成18年弘前市条例第96号。以下「条例」という。)及び弘前市廃棄物の処理及び清掃に関する規則(平成18年弘前市規則第72号。以下「規則」という。)に定める一般廃棄物処理業の許可に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (許可基準)

第2条 弘前市一般廃棄物処理業許可取扱要綱第5条に規定する許可基準は、次に掲げるとおりとする。

#### 1 収集運搬業

- (1) 許可を申請した者(以下「申請者」という。)が自ら業務を実施すること。
- (2) 市内に住所を有すること。法人にあっては市内に本社があること。
- (3) 申請者が法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。
- (4) 申請者に市税等の滞納がないこと。
- (5) 生活環境の保全上支障がなく、かつ、適正に処理することが確実であると認められること。
- (6) 取り扱う一般廃棄物の種類が明確であること。
- (7) 廃棄物が飛散し、若しくは流出し、又は悪臭が漏れるおそれのない収集運搬車両(以下「車両」という。)を有すること。
- (8) 全ての車両について、保管場所を有していること。
- (9) 廃棄物の積替え及び保管を行う場合にあつては、同条第1号から第8号及び別に定める基準を満たすこと。

#### 2 処分業

- (1) 許可を申請した者(以下「申請者」という。)が自ら業務を実施すること。
- (2) 市内に住所を有すること。法人にあっては市内に本社があること。
- (3) 申請者が法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。
- (4) 申請者に市税等の滞納がないこと。
- (5) 生活環境の保全上支障がなく、かつ、適正に処理することが確実であると認められること。
- (6) 取り扱う一般廃棄物の種類が明確であること。
- (7) 処理施設の種類、数量及び設置場所が適正であり、処理能力が備わっていること。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この基準は、平成28年2月1日から施行する。